

令和 6 年度 第 9 回加東市農業委員会総会（11 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 11 月 20 日（水）午後 3 時 00 分～午後 3 時 45 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：－ ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：－ ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：－ ⑫：小薮富也
欠席委員	⑤：山口康博	⑥：末廣信久	⑧：古丸 剛	
議事録署名委員	1：岸本敏弘	2：藤原準一郎		
出席職員	事務局長：土肥彰浩 主事：川邊 錬		副課長：藤井康孝	

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 48 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	8 件
第 49 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 50 号議案	非農地証明願いの承認について	2 件
第 51 号議案	農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について	2 件
第 52 号議案	農用地利用集積計画の決定について	7 件
第 53 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	5 件

5 報告

報告第 12 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	2 件
報告第 13 号	公共事業等による農地の転用について	1 件
報告第 14 号	農地の貸借の合意解約通知について	5 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 9 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、14 番 田尻農業委員さん、15 番 藤浦農業委員さん、7 番 松本推進委員さん、9 番 末廣推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしくお願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、1 番 岸本農業委員さん、2 番 藤原農業委員さんを指名しますので、よろしくお願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 48 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、相続により農地を取得し、耕作していましたが、弟である譲受人から農地を所有して耕作したいと申し出があったため申請されました。譲受人の耕作面積は 0 m²となっていますが、以前から譲渡人である兄の農業の手伝いをしていた過去があり、農業経験は約 15 年あります。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は営農組合から借りる予定であるため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、経営規模拡大により、水稻の作付けを予定しています。必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 60 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、子である譲受人に農業経営を引き継ぐため申請されました。譲受人は、経営規模拡大により、水稻の作付けを予定しています。必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、申請地は、譲受人の父である譲渡人と母が 2 分の 1 ずつ所有していましたが、母の死亡により母の 2 分の 1 の持ち分を譲渡人が相続しました。しかし、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、子である譲受人に農業経営を引き継ぐため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しています。必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、譲受人に農業経営を引き継ぐため申請されました。譲受人は、新規就農者で水稻の作付けを予定していますが、農機具や耕作については、農業経験のある譲渡人の協力を得ながら行う予定のため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 6、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、子である譲受人に農業経営を引き継ぐため申請されました。譲受人の耕作面積は 0 m²となっていますが、当該地で以前から野菜の作付けを約 30 年していた過去があります。季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具は借りる先が決まっているため、耕作は可能であると見込まれます。

	番号 7、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、親族である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、以前から当該地を小作していた過去があり、農業経験は約 40 年あります。必要な農機具も所有しており、耕作は可能であると見込まれます。 番号 8、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、後継者がいないことや体調の面で耕作が困難なことから、知人である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、経営規模拡大により、水稻の作付けを予定しています。必要な農機具は所有しているほか、農業経験は約 50 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 以上 8 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 48 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 48 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 49 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請人は現在、市外の賃貸住宅で、夫婦で暮らしています。将来を見据え、慣れ親しんだ土地で、かつ生活環境が整っている土地を加東市内で探していたところ本申請地を知り、住宅建築を計画されました。申請地は、農用地区域外で土地地区画整理事業地内に位置することなどから第 3 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 以上 1 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の南東約 130m の位置にあり、現場は雑種地でありました。
	報告は以上です。
議長	現地調査について、事務局から補足説明があります。
事務局	現場は雑種地の状態であると報告がありましたが、もともとは田であり、土地地区画整理事業により現在の状態となっております。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 49 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 49 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送

	付します。
議長 事務局	第 50 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、申請地は、平成 5 年頃に申請人の父が倉庫を建築し、現在に至っています。このたび、相続登記の手続きの際に本申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 2、申請地は、昭和 50 年以前から倉庫、車庫、進入路の状態であり、現在に至っています。このたび、地籍調査の際に本申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 以上 2 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。 番号 1 は***の北西約 250m の位置にあり、現場は宅地でありました。 番号 2 は***の東約 90m の位置にあり、現場は宅地でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 50 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
	全員挙手にて、第 50 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 51 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、届出地は、届出者が代表を務める***の温室や事務所、管理室、農業用倉庫、発芽室、トイレ、集荷駐車場として昭和 50 年頃から現在まで引き続き使用していますが、届出がされていなかったため、始末書を付けて届出されました。なお、届出地は令和 6 年 9 月 20 日の総会で、農用地区域の用途区分を農業用施設用地に変更することについて可決されたものであり、土地改良区は受益地外です。 番号 2、届出者は番号 1 と同じ方となります。届出地は、***の温室や管理室、トイレとして昭和 53 年頃から現在まで引き続き使用していますが、届出がされていなかったため、始末書を付けて届出されました。なお、届出地は番号 1 と同様、農用地区域の用途区分を農業用施設用地に変更することについて可決されたものであり、土地改良区は受益地外です。 以上 2 件の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定

議長 現地調査委員	による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用面積が 200 m²未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。 説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。 調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
議長 各委員	番号 1 は***の南約 150m の位置にあり、現場は宅地でありました。 番号 2 は***の南西約 170m の位置にあり、現場は宅地でありました。 報告は以上です。
議長 各委員	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。 <意見なし>
議長 各委員	意見がないようですので、採決いたします。 第 51 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長 各委員	<全員挙手> 全員挙手にて、第 51 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 52 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。 賃貸借権 3 件、8 筆、17,891 m²、使用貸借権 4 件、9 筆、14,169 m²に利用権が設定され、11 月 29 日公告予定です。説明は以上です。
議長 各委員	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。 <意見なし>
議長 各委員	意見がないようですので、採決いたします。 第 52 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長 各委員	<全員挙手> 全員挙手にて、第 52 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 53 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。 賃貸借権 1 件、5 筆、1,931 m²、使用貸借権 4 件、10 筆、17,885 m²に利用権が設定され、1 月 30 日公告予定です。説明は以上です。
議長 各委員	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。 <意見なし>
議長 各委員	意見がないようですので、採決いたします。 第 53 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長 各委員	<全員挙手> 全員挙手にて、第 53 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	次に報告事項に入ります。 報告第 12 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、農地を露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、10 月 21 日付けで受理通知書を交付しました。

	番号 2、農地を露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、10 月 30 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 13 号「公共事業等による農地の転用について」事務局より説明をお願いします。
事務局	本件については、県が公共事業により農地を一時的に転用するものであり、転用の許可は不要とされていますが、農業委員会に対し報告する必要があるため提出されたものであります。新定地区西谷池改修工事に伴う工事用道路の設置のため、令和 9 年 10 月 31 日まで一時転用を行う内容となります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。報告書については完備されておりますので、当該農地転用に係る報告書は受理とします。
議長 事務局	報告第 14 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。 番号 2、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は第 48 号議案番号 3 の譲受人が所有権を取得し、耕作されます。 番号 3、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。 番号 4、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は第 48 号議案番号 6 の譲受人が所有権を取得し、耕作されます。 番号 5、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は第 48 号議案番号 4 及び番号 5 の譲受人が所有権を取得し、耕作されます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明。 ・第 2 回農地パトロールの当日調査結果の報告について ・農業者年金の加入推進について
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 9 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 岸本 敏弘

議事録署名委員 藤原 準一郎
